

2. 豊橋市

2009年10月28日

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田 秋 様

豊橋市長 佐 原 光 一

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書(回答)

【陳情事項】

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

今回の第4期介護保険事業計画の保険料設定において、従来の6段階制を8段階制にするなかで、低所得者にも一定の配慮をおこなってきております。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

本市では、在宅サービスを利用する低所得者に対して、高額介護サービス費支給後の負担額をさらに軽減する「在宅サービス負担軽減事業」を独自に実施しております。

③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにして下さい。

《回答》

本市においては、本年4月の認定基準の改定にあたって、認定調査員や介護事業所に対して、制度の研修等をおこない、利用者・家族への説明に努めてきたところです。今回の見直しにあたっても、調査員・ケアマネを対象に研修会を開催し、利用者に混乱のないよう指導していきたいと考えております。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの整備につきましては一定の整備が必要と考えており、第4期介護保険事業計画に位置付け、計画的に整備を進めていきます。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

介護労働者の確保のために、介護報酬の見直しにより一定の労働条件の改善が図られたものと考えています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

配食サービスについては、現在、配達業者の配達料相当額を支出しています。また、会食方式につきましては、老人クラブや自治会により敬老会等の形で地域において行われていると認識しております。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

《回答》

現在、電車・バス回数乗車券またはタクシー乗車券を選択し、70歳以上80歳未満の方には2,000円分、80歳以上の方には4,000円分を必要な方に交付し、外出支援を行っております。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

《回答》

デイサービスの形態で実施される方法を検討する方向で考えております。

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

障害者控除の対象につきましては、所得税法及び地方税法においてその対象が定められており、従来どおりの取扱いとします。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

本市では、要介護認定結果通知時に障害者控除の案内を同封するとともに、要介護認定者のうち、障害者控除に該当すると思われる方に対して、障害者控除対象認定申請の案内を通知しております。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

医療費の一部負担金については国の制度であり、市独自での対応は考えておりません。
後期高齢者福祉医療費助成制度の対象拡大は、現時点では困難であると考えております。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

《回答》

一部負担金の2割への引き上げは現在凍結されておりますが、実施された場合でも1割分の助成は困難であると考えております。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》

資格・保険証の発行は広域連合の所掌事務ですが、今般、厚生労働省の通知があり、特に悪質なもの以外、原則として、資格証明書は発行されない見通しです。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

障害者医療助成制度は、県全体の事業となりますので、本市独自での適用範囲の拡大は困難であると考えております。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

《回答》

任意の予防接種であります高齢者における肺炎球菌ワクチン接種の有効性は十分認識しておりますが、定期の予防接種の接種率が一部で低いものがあり、引き続き定期の予防接種に重点をおいて接種率の向上を図ってまいりますので、現段階での助成制度は考えておりません。

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

- ・平成20年度、平成21年度と見直し拡大を行ってきた。
- ・小学校6年まで、現物給付を行っている。
- ・現在のところ更なる見直しは予定していません。

参考(最近の制度改正状況)

平成16.4.1～通院・入院とも就学前年まで
平成20.4.1～通院:小学校3年まで 入院:中学校3年まで
平成21.4.1～通院:小学校6年まで 入院:(同上)

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

《回答》

平成21年2月から妊婦健診の公費負担回数を14回に拡大するとともに、4月からは初回血液検査項目の追加や超音波検査における年齢要件の廃止など制度の充実を図りました。
今後も、妊産婦の健康管理の確保及び経済的負担の軽減を図るため、健診項目や検査回数について検討していきたい。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

《回答》

任意の予防接種でありますヒブワクチン接種の有効性は十分認識しておりますが、定期の予防接種の接種率が一部で低いものがあり、引き続き定期の予防接種に重点をおいて接種率の向上を図ってまいりますので、現段階での助成制度は考えておりません。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。
また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

《回答》

就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.3倍以下の世帯となっています。
また、申請の受付は市の窓口で行っています。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

《回答》

一般会計からの繰り入れにつきましては、これまで低所得者層に対する独自減免分や特定健診・保健指導に係る費用などを繰り入れることにより、保険税の上昇を抑制してきたところですが、本市の財政状況を踏まえて検討するとともに、国・県の負担を明確にし安定した制度

運営とすることを国に強く要望していきます。

また、減免制度につきましては本年度、減免要綱の一部要件を緩和しました。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

《回答》

少子化対策としてすでに「子ども医療」により窓口負担の無料化や出産育児一時金の増額(10月から42万円に)が図られているところですが、未就学児童の均等割額の免除については、減免金額を他の国保被保険者への新たな負担とするのか、一般財源の繰り入れによる国保被保険者以外の方にその負担を求めるのかという財源の問題があり、また現在実施している本市独自の減免制度との関係を整理する中で、加入者の公平な税負担の観点から慎重に検討していきたいと考えています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

現在国において、減免制度の運用について「収入が生保基準以下の世帯」等を対象とする方針を示しているところですが、21年度に実施する保険者徴収制度等のモデル事業の結果を踏まえ詳細を検討するとしています。

本市においても、今後の動向と他市町村の実施状況を把握する中で今後検討していくと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

経済悪化に伴う失業者の増加等により、社会保険から国民健康保険に移行している方も増加している現状を踏まえ、①でお答えしたように減免要件のうち所得要件を見直し対象者の拡大に努めているところです。

(見直し内容)

所得要件		減免率	
(旧)	(新)	50%～80%減収	50%以下減収
0～200万円	0～200万円	3／10	3.5／10
200万円～300万円	200万円～400万円	2／10	2.5／10
300万円～500万円	400万円～600万円	1／10	1.5／10

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

資格証明証・短期被保険者証の交付は、滞納者との接触の機会を増やし、納税指導・納税相談を行うことを目的に行っているもので、特別な事情がある方を除き支払い能力がある

にもかかわらず納付しない方を対象に資格証明証の交付を行っているところです。また、資格証明書は、就労していない18歳未満の方、母子家庭や障害者などの方に対しては交付しておりません。

後期高齢者医療制度における保険料均等割軽減世帯への収納対策とあわせ、原則資格証明書の交付を行わないという方針を踏まえ、国保においても対応を検討しています。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

《回答》

国民健康保険税が未納となっている方々には、さまざまな事情があります。それらの事情を逐次把握して納税の相談をする機会を一定間隔で持つために短期被保険者証の交付を行っています。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

《回答》

他の市税と比較しても収納率が低いこと、税負担の公平性を保つためにも差押えの実施はやむを得ないものと考えておりますが、市税全般の滞納整理にあたる納税課により実施していることから、差押え対象者の多くは市民税等他税も滞納しているケースがほとんどです。

なお、実施にあたっては支払い能力があると判断できるにもかかわらず納付されない方を対象に差押えを行うよう配慮しているところです。

(国民健康保険税分差押実績)

年度	人 数	期別件数	金 額
18	12人	306件	7, 454, 500円
19	8人	238件	2, 247, 200円
20	12人	233件	3, 833, 102円

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

《回答》

一部負担金の減額等につきましては、国において医療機関窓口で一部負担金を支払わない未収金問題への対応として、国保保険者が医療機関に代わり未収金を回収する保険者徴収制度の実施とあわせ、21年度に実施するモデル事業の結果を踏まえ詳細を検討しています。

本市においても、今後の動向と他市町村の実施状況を把握する中で今後検討していくと考えております。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

《回答》

障害福祉サービスと、地域生活支援事業の利用者負担を合算して上限月額を超えた額について独自に助成し、国の上限月額15000円を8000円に軽減する独自助成を行っています。また、自立支援医療の低所得者が無料となるよう、独自に助成しています。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

《回答》

障害福祉サービスと、利用者負担の利用者負担を合算して上限月額を超えた額について独自に助成することで、利用者の負担軽減を図っており、現行どおりの取扱いとします。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

《回答》

ケアホーム・グループホームの初度設備費及び運営費補助を実施しており、さらに国の社会福祉施設等施設整備費補助事業として建設する場合に、20%の独自の上乗せ補助を行っているところです。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診とともに実施してください。

《回答》

本市国民健康保険の特定健診及び後期高齢者の健診はいずれも自己負担額を無料としており、個別医療機関委託・集団健診ともに実施しております。

次に、歯周疾患検診につきましては、自己負担金は無料ですが、がん検診は自己負担金を徴収しております。このことは財政負担の軽減を図り、多くの方に受診機会を提供するとともに、健康管理は自己管理という意識づくりを兼ねて検診料金の一部負担をしていただいております。

なお、生活保護世帯・市民税非課税世帯・70歳以上の方の自己負担金は無料しております。

また、実施期間は準備等を除いた期間で、健診は個別医療機関委託・集団健診ともに実施しております。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

《回答》

40歳未満の健康診査につきましては、生活習慣病の検診を受ける機会のない30・35歳の

方を対象に、自己負担金は無料で行っております。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

《回答》

歯周疾患検診につきましては、40・45・50・55・60・65・70 歳の方を対象に年1回無料で行っております。

7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護申請について、申請意思のある方については申請を受理しており、申請権の侵害に当たるような行為は一切していません。また、適正実施に必要な手続き及び審査をできる限り迅速に行い、早期の支給に努めています。

②愛知県通知（2008年12月11日）に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

《回答》

「ホームレス等に対する適正な生活保護の適用について」の内容については、厳守しています。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

《回答》

正規職員の増員については、法に準拠した人員配置に向けて努力しています。